

避難行動要支援者支援制度のご案内

1. 避難行動要支援者支援制度とは

大規模災害時には、行政自身が被災し機能が麻痺する可能性があり、その場合、行政が高齢者や障がい者を迅速に避難支援することが困難となります。太田市では「災害時、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方」として、一定の要件（2.対象者についてを参照）の方を「避難行動要支援者名簿」に登録しております。

避難行動要支援者名簿の情報提供に同意された方の情報は、避難支援関係者（区長、民生委員、社会福祉協議会、地域支援者等）に提供し、平常時の地域における見守り等に活用されます。

※ただし名簿情報の外部提供に同意されなかった場合でも、大規模災害が発生し救助活動等にこれら情報が必要となった場合には、人命優先の観点から地域の関係機関へ情報を提供する場合があります。

2. 対象者について

原則として、自宅で生活をしており、自力での避難が困難な方が対象となります。

また、この制度は、下記①～⑥が送付対象者の一覧であり、一つでも該当すれば書類を発送しています。本通知が送られた方については、同封の「太田市避難行動要支援者名簿 登録申請書兼個別避難計画」の提出をお願いいたします。また、個人情報の提供に同意できない場合に關しても同意できない理由を記入の上提出をお願いいたします。

【対象者要件】

- ①介護保険制度における要介護認定が3、4、5の方
- ②身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの程度が1級および2級の方
(心臓又は腎臓機能障害のみで該当する者は除く)
- ③療育手帳を有する者のうち、障がいの程度がA判定の方
- ④精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障がいの程度が1級の方
- ⑤障害者手帳を有する者のうち、障害支援区分5、6の方
- ⑥上記と同程度の者のうち、市長が避難行動要支援者と認める方

3. 個別避難計画とは

個別避難計画とは、自力では避難が困難な「避難行動要支援者」が、災害発生時に円滑に避難できるように、支援者や避難先、具体的な避難方法、必要な配慮などを平常時に定めた一人一人に実情に合った避難計画です。

太田市では、避難行動要支援者名簿に記載されている方々の個別避難計画の作成を推進しており、個別避難計画の作成も併せて申請をしていただくことで、大規模災害発生時に適切な行動及び避難支援の実施が可能になり、自分の命を守ることにつながります。

※裏面も大切なことが記載されています。必ずお読みください！

4. 申請方法

「太田市避難行動要支援者名簿 登録申請書兼個別避難計画」に必要事項を記入し、社会支援課に提出してください。

なお、太田市避難行動要支援者名簿 登録申請書兼個別避難計画は提出していただいた後、申請書の写しを返送いたしますので、返送された計画を平時から目のつく場所に保管してください。その計画が災害発生時の行動指針となります。

提出期限は令和8年1月31日（土）（消印有効）です。

※提出期限後につきましても受付可能ですので、登録を希望される方につきましては、お早めに郵送してください。

5. 書類提出までの流れ

太田市避難行動要支援者名簿 登録申請書兼個別避難計画が送付される方

居宅者

施設入所・長期入院者

個人情報の提供に同意

する

しない

同意しますにレ点を記入の上、個別計画を作成し、完成したものを返信用封筒で社会支援課に送付してください。

同意しませんにレ点を記入の上、同意しない理由を記入したものを返信用封筒で社会支援課に送付してください。

【問合せ先】

太田市役所 福祉こども部 社会支援課 管理係

電話番号：0276-47-1827